

07-認シス第 1866 号
2007 年 11 月 21 日
財団法人 日本適合性認定協会
認定センター

JAB Notice の廃止について

本協会は、下記の JAB Notice を 2008 年 9 月 15 日付けで廃止いたしますので、ここに公表いたします。

当該 JAB Notice は、適用の対象となる認定基準「JAB R100(JIS Z 9362)」及び「JAB RE 100(JIS Q 0066)」が「JAB MS100(JIS Q 17021)」へ移行されるため廃止するものです。

廃止までの間の適用要領は、07-認シス第 1254 号「JIS Q 17021 認定への移行に伴う JAB Notice の適用について(2007 年 8 月 1 日)」をご参照下さい。

記

- JAB Notice No.01 : マネジメントシステム審査登録機関が行う「予備審査」の管理について(2005 年 2 月 28 日)
- JAB Notice No.03 : 「登録の対象となるサービス」を審査登録機関が提供することについて(2005 年 9 月 6 日)
- JAB Notice No.04 : JIS Q 9100 審査における「不適合」の取扱いについて(2007 年 9 月 7 日)
- JAB Notice No.05 : 組織による法的要求事項の意図的な違反と審査登録機関による QMS 審査について(2006 年 2 月 10 日)
- JAB Notice No.06 : JAB R106-2006 及び JAB R/RE300-2006 に定める JAB 指針の適用について(2006 年 9 月 13 日)

以上

お問い合わせ先：
財団法人日本適合性認定協会 認定センター
E-mail : sys@jab.or.jp